

はままつ多文化共生活動表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優れた多文化共生活動を行う市民や団体等を表彰することで多文化共生社会づくりを継続的に推進するためのはままつ多文化共生活動表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、市内における活動期間が原則5年以上にわたっており、次の各号に掲げる表彰事由のいずれかに該当する個人又は団体等に対して市長が行う。

- (1) 多文化共生社会づくりに積極的に取り組み、その業績が他の模範となる優れた先駆的な活動であること
- (2) 将来的にも活動の維持・発展が期待できる、継続的で他の模範として推奨すべき活動であること

(受賞者の決定)

第3条 市長は、受賞者の決定にあたっては、表彰審査会を設置し、その意見を聴取して決定する。

(表彰の時期等)

第4条 表彰は原則として毎年1回行うものとする。

(事務の取扱)

第5条 表彰に関する事務は、企画調整部国際課で行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。